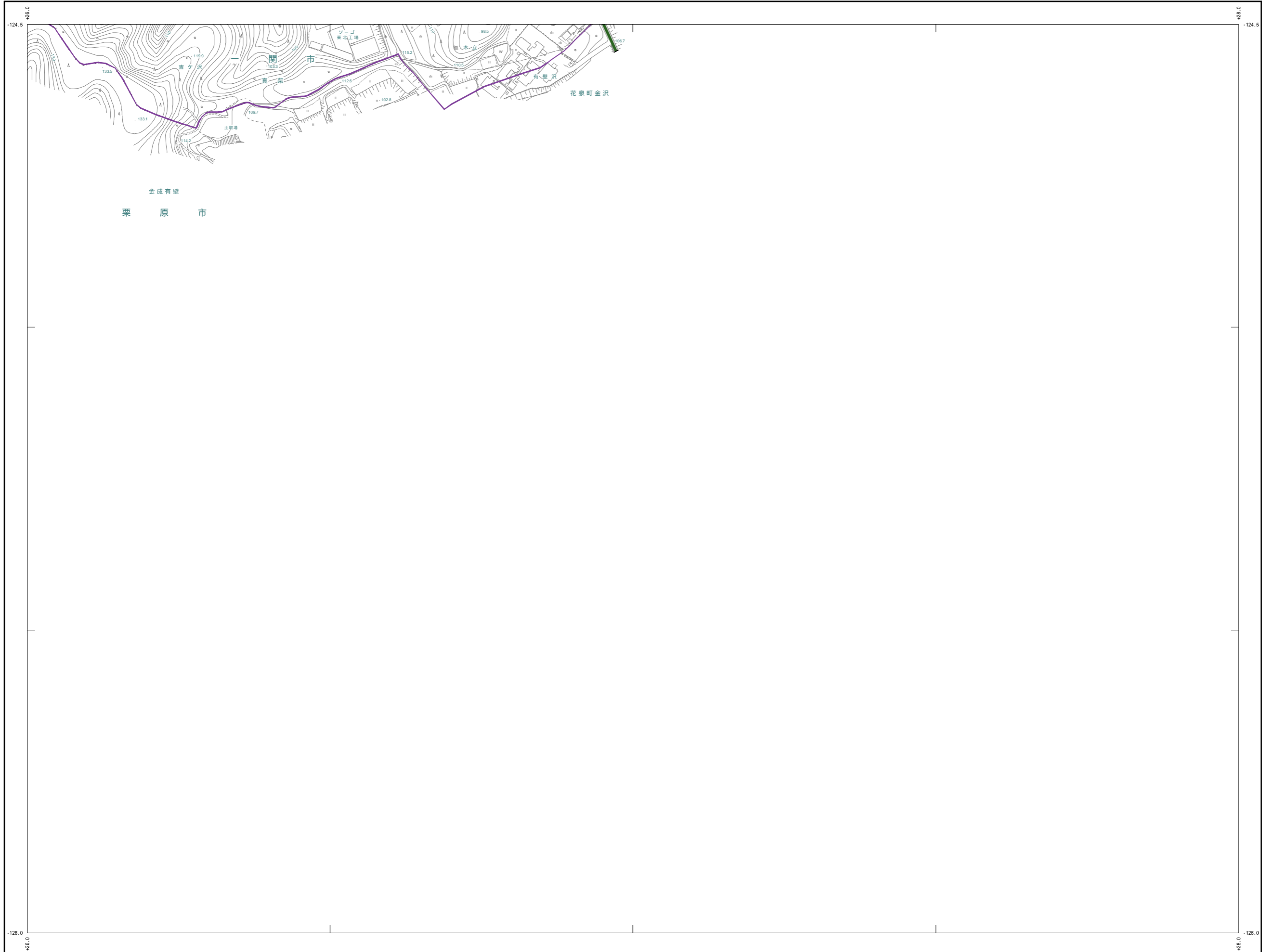
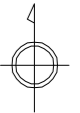


令和四年九月作成



100E164

100E161	100E162	



凡例

建築基準法関連

- 1号道路**

道路法の適用を受ける幅員4m以上の道路
- 2号道路**

2号道路
(区域指定)

都市計画法、土地区画整理法、都市開発法等による、幅員4m以上の道路
- 3号道路**

建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員4m以上の道路
- 4号道路**

道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による道路で、2年以内に築造が予定される道路
- 位置指定道路**

(5号道路)

建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法等によらず、新しく作られる道路
- 2項道路**

建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員1.8m以上4m未満の家の建ち並んでいた道路
- 特定道路**

(第43条ただし書)

特定行政が定めた基準を満たす道路
- 非道路**

建築基準法上の「道路ではない」と判定した道路

都市計画区域

